

○ レコードの内容及び記録要領 (33)【給与所得の源泉徴収票：375】

項番	項目名	入力文字基準	記録要領		
1	法定資料の種類	半角 3 文字	「375」を記録してください。		
2	整理番号 1	半角 10 文字	「整理番号 1 (10 桁の数字)」を記録してください (記録を省略しても差し支えありません。)		
3	本店等区分番号	半角 5 文字以内	本店及び支店等が個々に提出すべき支払調書を本店等で取りまとめて一括して提出する場合には、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号 (一連番号、支店番号等) を記録してください。		
4	提出義務者の住所 (居所) 又は所在地	全角 60 文字以内	提出義務者の住所 (居所) 又は所在地を記録してください。		
5	提出義務者の氏名又は名称	全角 30 文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録してください。		
6	提出義務者の電話番号	半角 15 文字以内	提出義務者の電話番号を記録してください。(例)「03-3581-4161」、「03(3581)4161」		
7	整理番号 2	半角 13 文字	「整理番号 2 (13 桁の数字)」を記録してください (記録を省略しても差し支えありません。)		
8	提出者の住所 (居所) 又は所在地	全角 60 文字以内	記録を省略してください。		
9	提出者の氏名又は名称	全角 30 文字以内	記録を省略してください。		
10	訂正表示	半角 1 文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には、「1」、その他の場合には「0」を記録してください。		
11	年分	半角 2 文字	支払の確定した年を和暦で記録してください。なお、元年～9 年については、前にゼロを付加して「01」～「09」のように記録してください。		
12	支払を受ける者	住所又は居所	全角 60 文字以内	支払を受ける者の住所又は居所を記録してください。	
13		国外住所表示	半角 1 文字	支払を受ける者の住所又は居所が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録してください。	
14		氏名	全角 30 文字以内	支払を受ける者の氏名を記録してください。	
15		役職名	全角 15 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
16	種別	全角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。		
17	支払金額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。(注)未払金額を含むことに留意してください。		
18	未払金額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。		
19	給与所得控除後の給与等の金額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。		
20	所得控除の額の合計額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。		
21	源泉徴収税額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。(注)未徴収税額を含むことに留意してください。		
22	未徴収税額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。		
23	控除対象配偶者の有無	半角 1 文字	主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合には「1」、しなかった場合には「2」を記録してください。また、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から配偶者控除をした場合には「3」、しなかった場合には「4」を記録してください。		
24	老人控除対象配偶者	半角 1 文字	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」を記録し、それ以外の場合には「0」を記録してください。		
25	配偶者特別控除の額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。		
26	控除対象扶養親族の数	特定	主	半角 2 文字以内	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録してください。
27			従	半角 2 文字以内	
28		老人	主	半角 2 文字以内	
29			上の内訳	半角 2 文字以内	
30		その他	従	半角 2 文字以内	
31			主	半角 2 文字以内	
32			従	半角 2 文字以内	
33			特別障害者	半角 2 文字以内	
34	障害者の数 障害者の数	上の内訳	半角 2 文字以内		
35	その他	半角 2 文字以内			
36	社会保険料等の金額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。		
37	上の内訳	半角 10 文字以内	社会保険料等の金額の内訳を書面の記載要領に準じて記録してください。		
38	生命保険料の控除額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。		
39	地震保険料の控除額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。		
40	住宅借入金等特別控除等の額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。		
41	旧個人年金保険料の金額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。		

42	配偶者の合計所得	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
43	旧長期損害保険料の金額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
項番	項目名	入力文字基準		記録要領
44	受給者の生年月日	元号	半角 1 文字	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、その他は「9」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で 2 桁を使用することに留意してください。 (例)「平成 28 年 9 月 30 日」⇒「4,28,09,30」
45		年	半角 2 文字	
46		月	半角 2 文字	
47		日	半角 2 文字	
48	夫あり	半角	1 文字	記録しないでください。
49	未成年者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。
50	乙欄適用	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。
51	本人が	特別障害者	半角 1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。
52		その他の障害者	半角 1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。
53	高齢者	半角	1 文字	記録しないでください。
54	寡婦	半角	1 文字	特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。
55	寡夫	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。
56	勤労学生	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。
57	死亡退職	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。
58	災害者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。
59	外国人	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。
60	中途就・退職	中途就職・退職の区分	半角 1 文字	中途就・退職の区分及び年月日を記録してください。この場合、中途就・退職の区分は、中途就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それらのいずれにも該当しない場合には「0」を記録してください。また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で 2 桁を使用することに留意してください。 (例)「平成 28 年 9 月 30 日」⇒「28,09,30」
61		年	半角 2 文字	
62		月	半角 2 文字	
63		日	半角 2 文字	
64	他の支払者	住所(居所)又は所在地	全角 60 文字以内	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録してください。
65		国外住所表示	半角 1 文字	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録してください。
66		氏名又は名称	全角 30 文字以内	他の支払者の氏名又は名称を記録してください。
67		給与等の金額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
68		徴収した金額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
69	控除した社会保険料の金額	半角 10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
70	災害者に係る徴収猶予税額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
71	他の支払者のもとを退職した年月日	年	半角 2 文字	書面の記載要領に準じて記録してください。また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で 2 桁を使用することに留意してください。 (例)「平成 28 年 9 月 30 日」⇒「28,09,30」
72		月	半角 2 文字	
73		日	半角 2 文字	
74	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)	年	半角 2 文字	年末調整の際に住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」といいます。)の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録してください。また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で 2 桁を使用することに留意してください。 (例)「平成 28 年 9 月 30 日」⇒「28,09,30」
75		月	半角 2 文字	
76		日	半角 2 文字	
77	住宅借入金等特別控除適用数	半角	1 文字	年末調整の際に住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録してください。 (例)租税特別措置法第 41 条第 1 項と同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項の適用を受ける場合には、「2」を記録してください。
78	住宅借入金等特別控除可能額	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	半角	2 文字	住宅の購入又は増改築の区分により、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。 また、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 15 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項、第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」を記録してください。 なお、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の住借控除の適用について記載してください。

80	住宅借入金等の額（1回目）	半角	8文字以内	租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記載してください。 また、住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項に規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記載してください。	
81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日	年	半角	2文字	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2回目の住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記載してください。また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成28年9月30日」⇒「28.09.30」
82	住年月日 (2回目)	月	半角	2文字	
83		日	半角	2文字	
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
84	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	半角	2文字	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2回目の住借控除の適用について、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第41条第1項、第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。 また、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第15項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項、第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」を記録してください	
85	住宅借入金等の額（2回目）	半角	8文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2回目の住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第5項の規定により住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記載してください。	
86	摘要	全角	65文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。 住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除 居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録してください。	
87	新生命保険料の金額	半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
88	旧生命保険料の金額	半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
89	介護医療保険料の金額	半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
90	新個人年金保険料の金額	半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
91	16歳未満扶養親族の数	半角	2文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
92	国民年金保険料等の金額	半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
93	非居住者である親族の数	半角	2文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
94	提出義務者の個人番号又は法人番号	半角	13文字	提出義務者の個人番号（12桁の数字）又は法人番号（13桁の数字）を記録してください。なお、個人番号の場合は、前にゼロを付加して「0123456789012」のように記録してください。 (例)「123456789012」⇒「0123456789012」 (注)平成27年分以前の源泉徴収票を作成する場合には、記録をしないでください。	
95	支払を受ける者の個人番号	半角	13文字	支払を受ける者の個人番号（12桁の数字）の前にゼロを付加して「0123456789012」のように記録してください。 (例)「123456789012」⇒「0123456789012」 (注)平成27年分以前の源泉徴収票を作成する場合には、記録をしないでください。	
96	控除対象配偶者	フリガナ 氏名	全角 30文字以内 全角 30文字以内	控除対象配偶者の氏名のフリガナを記録してください。なお、フリガナが不明な場合は、記録を省略してください。控除対象配偶者の氏名を記録してください。	
98		区分	半角 2文字	控除対象配偶者が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録してください。	
99		個人番号	半角 13文字	控除対象配偶者の個人番号（12桁の数字）の前にゼロを付加して「0123456789012」のように記録してください。 (例)「123456789012」⇒「0123456789012」 (注)平成27年分以前の源泉徴収票を作成する場合には、記録をしないでください。	
100	控除対象扶養親族(1)	フリガナ 氏名	全角 30文字以内 全角 30文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録してください。なお、フリガナが不明な場合は、記録を省略してください。控除対象扶養親族(1)の氏名を記録してください。	
102		区分	半角 2文字	控除対象扶養親族(1)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録してください。	
103		個人番号	半角 13文字	控除対象扶養親族(1)の個人番号（12桁の数字）の前にゼロを付加して「0123456789012」のように記録してください。 (例)「123456789012」⇒「0123456789012」 (注)平成27年分以前の源泉徴収票を作成する場合には、記録をしないでください。	

104 ~ 107	控除対象扶養親族 (2)		「控除対象扶養親族(1)」の各項目に準じて記録してください。ただし、記録すべき事項がない場合は、各項目の記録を省略してください。	
108 ~ 111	控除対象扶養親族 (3)			
112 ~ 115	控除対象扶養親族 (4)			
116 117	16 歳未満の扶養 親族(1)	フリガナ 氏名	全角 30 文字以内 全角 30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録してください。なお、フリガナが不明な場合は、記録を省略してください。 16 歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録してください。
118	区分		半角 2 文字	16 歳未満の扶養親族(1)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録してください。
項番	項目名	入力文字基準		記録要領
119 ~ 121	16 歳未満の扶養親族(2)		「16 歳未満の扶養親族(1)」の各項目に準じて記録してください。 ただし、記録すべき事項がない場合は、各項目の記録を省略してください。	
122 ~ 124	16 歳未満の扶養親族(3)			
125 ~ 127	17 歳未満の扶養親族(3)			
128	備考	全角	100 文字	書面の記載要領に準じて記録してください。

給与支払報告書-源泉徴収票 統一CSVレイアウト【令和04年分～】

No.	CSV項目名称	記載要領	入力文字				eLTA ※1	e-Tax ※1	源泉徴収票データ設定値 ※2	備考
			必須	型	文字属性	文字数				
1	法定資料の種類	「315」を記録する。	○		数字	3	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時に「375」が設定される。	315であること。
2	整理番号1	記録を省略しても差し支えない。			数字	10	○	-		
3	本支店等区分番号	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録する。			半角	5	○	-		
4	提出義務者の住所（居所）又は所在地	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録する。	○		全角	60	○	○		
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。	○		全角	30	○	○		
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」			半角	15	○	-		
7	整理番号2	記録を省略しても差し支えない。			数字	13	○	-		
8	提出者の住所（居所）又は所在地	記録を省略する。			全角	60	○	-		
9	提出者の氏名又は名称	記録を省略する。			全角	30	○	-		
10	提出区分（訂正表示）	提出済みの誤りレコードを訂正(取り消しを含む。)するためのレコードの場合には「1」「2」「3」、新規の場合には「0」を記録する。  ※eLTA仕様： "0": 新規 "1": 追加 "2": 訂正 "3": 取消	○		数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「0」、「1」又は「2」を記録した場合は「0」が設定される。 「3」を記録した場合は、「1」が設定される。  合計表データ作成時において、以下のように設定される。 「0」を記録した場合は、「1」が設定される。 「1」を記録した場合は、「2」が設定される。 「2」を記録した場合は、「3」が設定される。 「3」を記録した場合は、「4」が設定される。	0～3の範囲内であること。
11	年分	支払の確定した年を和暦で記録する。なお、元年～9年については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。  ※「02」以上の数値であること	○		数字	2	○	○		01～99の範囲内であること。
12	支払を受ける者-住所又は居所	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。	○		全角	60	○	○		
13	支払を受ける者-国外住所表示	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。			数字	1	○	-		1又は0であること。
14	支払を受ける者-氏名	支払を受ける者の氏名を記録する。	○		全角	30	○	○		
15	支払を受ける者-役職名	書面による場合の記載に準じて記録する。			全角	15	○	○		
16	種別	同上			全角	10	○	○		
17	支払金額	同上（注）未払金額を含む。			数字	10	○	○		「支払金額」≧「未払金額」であること。
18	未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		
19	給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）	同上			数字	10	○	○		
20	所得控除の額の合計額	同上			数字	10	○	○		
21	源泉徴収税額	同上（注）未徴収税額を含む。			数字	10	○	○		「源泉徴収額」≧「未徴収税額」であること。
22	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		
23	(源泉) 控除対象配偶者の有無	書面による場合の記載に準じて記録する。 1. 主たる給与等における、控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の有無 ●控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）を有する場合：「1」 ●源泉控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）を有していない場合：「2」 2. 従たる給与等における、源泉控除対象配偶者の有無 ●源泉控除対象配偶者を有する場合：「3」 ●源泉控除対象配偶者を有していない場合：「4」			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合は、(源泉)控除対象配偶者の有無等区分に「1」(源泉)控除対象配偶者の有無等区分に「2」が設定される。 「2」を記録した場合は、(源泉)控除対象配偶者の有無等区分に「2」(源泉)控除対象配偶者の有無等区分に「2」が設定される。 「3」を記録した場合は、(源泉)控除対象配偶者の有無等区分に「1」が設定される。 「4」を記録した場合は、(源泉)控除対象配偶者の有無等区分に「2」(源泉)控除対象配偶者の有無等区分に「2」が設定される。	1～4の範囲内であること。
24	老人控除対象配偶者	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合は、「1」が設定される。 「0」を記録した場合は、「2」が設定される。	1の場合、「(源泉)控除対象配偶者の有無」が1又は3であること。
25	配偶者（特別）控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		
26	控除対象扶養親族の数-特定-主	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	2	○	○		
27	控除対象扶養親族の数-特定-従				数字	2	○	○		
28	控除対象扶養親族の数-老人-主				数字	2	○	○		「控除対象扶養親族の数-老人-主」≧「控除対象扶養親族の数-老人-上の内訳」であること。
29	控除対象扶養親族の数-老人-上の内訳				数字	2	○	○		
30	控除対象扶養親族の数-老人-従				数字	2	○	○		

31	控除対象扶養親族の数－その他－主			数字	2	○	○		
32	控除対象扶養親族の数－その他－従			数字	2	○	○		
33	障害者の数－特別障害者	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	2	○	○		「障害者の数－特別障害者」≧「障害者の数－上の内訳」であること。
34	障害者の数－上の内訳			数字	2	○	○		
35	障害者の数－その他			数字	2	○	○		
36	社会保険料等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	○	○		「社会保険料等の金額」≧「上の内訳」であること。
37	上の内訳	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	○	○		
38	生命保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	○	○		
39	地震保険料の控除額	同上		数字	10	○	○		
40	住宅借入金等特別控除等の額	同上		数字	10	○	○		
41	旧個人年金保険料の金額	同上		数字	10	○	○		
42	配偶者の合計所得	同上		数字	10	○	○		
43	旧長期損害保険料の金額	同上		数字	10	○	○		
44	受給者の生年月日－元号	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「令和元年9月30日 → 5,01,09,30」	○	数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「3」が設定される。 「2」を記録した場合には、「2」が設定される。 「3」を記録した場合には、「1」が設定される。 「4」を記録した場合には、「4」が設定される。 「5」を記録した場合には、「5」が設定される。	1～5の範囲内であること。
45	受給者の生年月日－年		○	数字	2	○	○		01～99の範囲内であること。
46	受給者の生年月日－月		○	数字	2	○	○		01～12の範囲内であること。
47	受給者の生年月日－日		○	数字	2	○	○		01～31の範囲内であること。
48	夫あり	記録を省略する。		半角	1	○	-		
49	未成年者	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	1又は0であること。
50	乙欄適用	同上		数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	1又は0であること。
51	本人が－特別障害者	同上		数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	「本人が－特別障害者」が1の場合、「本人が－その他の障害者」が0又は未設定であること。
52	本人が－その他の障害者	同上		数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	1又は0であること。
53	老年者	記録を省略する。		数字	1	○	-		
54	寡婦	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	「寡婦」が1の場合、「ひとり親」が0又は未設定であること。
55	寡夫	記録しないでください。		数字	1	○	○		
56	勤労学生	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	1又は0であること。
57	死亡退職	同上		数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	1又は0であること。

58	災害者	同上		数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	1又は0であること。
59	外国人	同上		数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	1又は0であること。
60	中途就・退職－中途就職・退職の区分	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分は、中途就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。 (例)「令和2年10月1日 → 02.10.01」		数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、就職に「1」、退職に「2」が設定される。 「2」を記録した場合には、就職に「2」、退職に「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、就職に「2」、退職に「2」が設定される。	0～2の範囲内であること。
61	中途就・退職－年			数字	2	○	○		01～99の範囲内であること。 ※3 【年月日の範囲チェック】を行う。
62	中途就・退職－月			数字	2	○	○		01～12の範囲内であること。 ※3 【年月日の範囲チェック】を行う。
63	中途就・退職－日			数字	2	○	○		01～31の範囲内であること。 ※3 【年月日の範囲チェック】を行う。
64	他の支払者－住所（居所）又は所在地	他の支払者の住所（居所）又は所在地を記録する。		全角	60	○	○		
65	他の支払者－国外住所表示	他の支払者の住所（居所）又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。		数字	1	○	○		1又は0であること。
66	他の支払者－氏名又は名称	他の支払者の氏名又は名称を記録する。		全角	30	○	○		
67	他の支払者－給与等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	○	○		
68	他の支払者－徴収した金額	同上		数字	10	○	○		
69	他の支払者－控除した社会保険料の金額	同上		数字	10	○	○		
70	災害者に係る徴収猶予税額	同上		数字	10	○	○		
71	他の支払者のもとを退職した年月日－年	同上 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。 (例)「令和2年10月1日 → 02.10.01」		数字	2	○	○		01～99の範囲内であること。
72	他の支払者のもとを退職した年月日－月			数字	2	○	○		01～12の範囲内であること。
73	他の支払者のもとを退職した年月日－日			数字	2	○	○		01～31の範囲内であること。
74	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)－年	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住借控除」という。）の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。 (例)「令和2年10月1日 → 02.10.01」		数字	2	○	○		01～99の範囲内であること。 ※3 【年月日の範囲チェック】を行う。
75	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)－月			数字	2	○	○		01～12の範囲内であること。 ※3 【年月日の範囲チェック】を行う。
76	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)－日			数字	2	○	○		01～31の範囲内であること。 ※3 【年月日の範囲チェック】を行う。
77	住宅借入金等特別控除適用数	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 (例)租税特別措置法第41条第1項と同法第41条の3の2第1項の適用を受ける場合には「2」を記録する。		数字	1	○	○		
78	住宅借入金等特別控除可能額	書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	○	○		
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「01」、同法第41条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 ただし、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「11」、同法第41条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特別取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特別取得に該当する場合を含む。）で、同法第41条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「21」、同法第41条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特別特別特別取得に該当する場合、租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「31」、同法第41条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について記録する。		数字	2	○	○		01～04又は11～13の範囲内、又は21、22、24、31、32、34のいずれかであること。
80	住宅借入金等の額(1回目)	租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。 また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記録する。		数字	8	○	○		

81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一年	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。) (例)「令和2年10月1日 → 02.10.01」		数字	2	○	○	○	○	01~99の範囲内であること。 ※3 【年月日の範囲チェック】を行う。
82	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一月			数字	2	○	○	○	○	01~12の範囲内であること。 ※3 【年月日の範囲チェック】を行う。
83	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一日			数字	2	○	○	○	○	01~31の範囲内であること。 ※3 【年月日の範囲チェック】を行う。
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。 ただし、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合は(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合は特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は特別控除は「34」を記録する。	数字	2	○	○	○	○	01~04又は11~13の範囲内、又は21、22、24、31、32、34のいずれかであること。	
85	住宅借入金等の額(2回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。		数字	8	○	○	○	○	
86	摘要	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分(何回目)××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日(何回目)××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額(何回目)×××円」と記録する。		全角	65	○	○	○	○	
87	新生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	○	○	○	○	
88	旧生命保険料の金額	同上		数字	10	○	○	○	○	
89	介護医療保険料の金額	同上		数字	10	○	○	○	○	
90	新個人年金保険料の金額	同上		数字	10	○	○	○	○	
91	16歳未満扶養親族の数	同上		数字	2	○	○	○	○	
92	国民年金保険料等の金額	同上		数字	10	○	○	○	○	
93	非居住者である親族の数	同上		数字	2	○	○	○	○	
94	提出義務者の個人番号又は法人番号	提出義務者の個人番号(12桁の数字)又は法人番号(13桁の数字)を記録する。 ※12桁の場合、数値の頭にゼロを付加しないこと。 (例) 123456789012		数字	13	○	-	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時に合計表入力(給与所得の源泉徴収票)画面にて入力された値が設定される。 13桁以内であること。
95	支払を受ける者の個人番号	支払を受ける者の個人番号(12桁の数字)を記録する。		数字	12	○	○	○	○	12桁であること。
96	(源泉・特別)控除対象配偶者フリガナ	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名のフリガナを記録する。		全角	30	○	○	○	○	
97	(源泉・特別)控除対象配偶者氏名	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の氏名を記録する。		全角	30	○	○	○	○	
98	(源泉・特別)控除対象配偶者区分	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。		数字	2	○	○	○	○	00又は01であること。
99	(源泉・特別)控除対象配偶者個人番号	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)の個人番号(12桁の数字)を記録する。		数字	12	○	○	○	○	12桁であること。
100	控除対象扶養親族(1)フリガナ	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。		全角	30	○	○	○	○	
101	控除対象扶養親族(1)氏名	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。		全角	30	○	○	○	○	
102	控除対象扶養親族(1)区分	控除対象扶養親族(1)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。		数字	2	○	○	○	○	00又は01であること。
103	控除対象扶養親族(1)個人番号	控除対象扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。		数字	12	○	○	○	○	12桁であること。
104	控除対象扶養親族(2)フリガナ	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。		全角	30	○	○	○	○	
105	控除対象扶養親族(2)氏名	控除対象扶養親族(2)の氏名を記録する。		全角	30	○	○	○	○	
106	控除対象扶養親族(2)区分	控除対象扶養親族(2)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。		数字	2	○	○	○	○	00又は01であること。
107	控除対象扶養親族(2)個人番号	控除対象扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。		数字	12	○	○	○	○	12桁であること。
108	控除対象扶養親族(3)フリガナ	控除対象扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。		全角	30	○	○	○	○	
109	控除対象扶養親族(3)氏名	控除対象扶養親族(3)の氏名を記録する。		全角	30	○	○	○	○	



110	控除対象扶養親族(3) - 区分	控除対象扶養親族(3)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。		数字	2	○	○		00又は01であること。
111	控除対象扶養親族(3) - 個人番号	控除対象扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。		数字	12	○	○		12桁であること。
112	控除対象扶養親族(4) - フリガナ	控除対象扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。		全角	30	○	○		
113	控除対象扶養親族(4) - 氏名	控除対象扶養親族(4)の氏名を記録する。		全角	30	○	○		
114	控除対象扶養親族(4) - 区分	控除対象扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。		数字	2	○	○		00又は01であること。
115	控除対象扶養親族(4) - 個人番号	控除対象扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。		数字	12	○	○		12桁であること。
116	16歳未満の扶養親族(1) - フリガナ	16歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。		全角	30	○	○		
117	16歳未満の扶養親族(1) - 氏名	16歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。		全角	30	○	○		
118	16歳未満の扶養親族(1) - 区分	16歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。		数字	2	○	○		00又は01であること。
119	16歳未満の扶養親族(1) - 個人番号	16歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。		数字	12	○	○		12桁であること。
120	16歳未満の扶養親族(2) - フリガナ	16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。		全角	30	○	○		
121	16歳未満の扶養親族(2) - 氏名	16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。		全角	30	○	○		
122	16歳未満の扶養親族(2) - 区分	16歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。		数字	2	○	○		00又は01であること。
123	16歳未満の扶養親族(2) - 個人番号	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。		数字	12	○	○		12桁であること。
124	16歳未満の扶養親族(3) - フリガナ	16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。		全角	30	○	○		
125	16歳未満の扶養親族(3) - 氏名	16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。		全角	30	○	○		
126	16歳未満の扶養親族(3) - 区分	16歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。		数字	2	○	○		00又は01であること。
127	16歳未満の扶養親族(3) - 個人番号	16歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。		数字	12	○	○		12桁であること。
128	16歳未満の扶養親族(4) - フリガナ	16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。		全角	30	○	○		
129	16歳未満の扶養親族(4) - 氏名	16歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。		全角	30	○	○		
130	16歳未満の扶養親族(4) - 区分	16歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。		数字	2	○	○		00又は01であること。
131	16歳未満の扶養親族(4) - 個人番号	16歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。		数字	12	○	○		12桁であること。
132	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	書面による場合の記載に準じて記録する。		全角	100	○	○		※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時に「備考」欄に設定される。
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	同上		全角	100	○	○		
134	普通徴収	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。		数字	1	○	○		1又は0であること。
135	青色専従者	同上		数字	1	○	○		1又は0であること。
136	条約免除	同上		数字	1	○	○		1又は0であること。
137	支払を受ける者のフリガナ	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。	○	半角カナ	60	○	○		※当該項目は、源泉徴収票データ作成時において、全角に変換され、設定される。
138	受給者番号	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。		半角	25	○	○		※当該項目は、源泉徴収票データ作成時において、先頭20桁のみ設定される。
139	提出先市町村コード	統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード(昭和45年行政管理局告示第44号)の該当コードを記録する。 ※補足 提出先の地方公共団体コード(政令市の場合は、市を示すコード(例:横浜市の場合、141003))を記録する。 (JISの都道府県コード(X0401)2桁、市区町村コード(X0402)3桁及びチェックデジット(モジュラス11)1桁からなる、地方公共団体コード)	○	数字	6	○	○		5桁又は6桁であること。
140	指定番号	提出先市町村の指定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。		半角	12	○	○		文字属性については、半角英数字及び半角ハイフンのみ許容する。
141	基礎控除の額	基礎控除の額に相当する金額に応じて、以下のとおり記録する。 48万円: 記録しない 32万円: 320000 16万円: 160000 なし: 0		数字	10	○	○		
142	所得金額調整控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。		数字	10	○	○		
143	ひとり親	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。		数字	1	○	○		※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。
144	作成区分	国税のみ作成する場合には「0」、地方税のみ作成する場合には「1」、国税・地方税双方作成する場合には「2」を記録する。	○	数字	1	○	○		0~2の範囲内であること。

※1 eLTAX欄はeLTAXで設定される項目に、e-Tax欄はeLTAXからe-Taxへ連絡される項目に○を付しています。  
 ※2 「給与支払報告書-源泉徴収票 統一CSVレイアウト」ではe-Taxレイアウトに対応するよう置換えを行っています。  
 置換えの詳細は源泉徴収票データ設定値欄をご参照ください。  
 ※3 年月日の範囲チェック  
 「010108」～「320331」の範囲内であること。  
 上記以外はエラーとする。  
**文字属性の凡例**  
 全角:【全角】eLTAXで使用可能な全角文字の入力を可とする。ただし、e-Taxで使用不可となっている文字(C、A、〃、★、☆、♀、♂、♪、♯)は使用不可とする。  
 半角:【半角】英数字、記号※の入力を可とする。  
 数字:【半角】数字の入力を可とする。  
 半角カナ:【半角】半角及び半角カナ(JISカナ)の入力を可とする。  
 ※ “,”(カンマ)、“#”(アットマーク)はCSVファイル内で区切り文字として扱っているため使用不可